

議第95号

高山都市計画事業高山駅周辺土地区画整理事業の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

高山都市計画事業高山駅周辺土地区画整理事業の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように制定するものとする。

平成29年12月1日提出

高山市長 國 島 芳 明

提案理由

高山都市計画事業高山駅周辺土地区画整理事業の施行に伴い当該事業区域内の施設の位置を当該土地区画整理事業に係る換地処分後の表示に変更するため改正しようとする。

高山都市計画事業高山駅周辺土地区画整理事業の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
 (高山市障がい児通園施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 高山市障がい児通園施設の設置及び管理に関する条例(昭和47年高山市条例第40号)
 の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後												
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">高山市立あゆみ学園</td> <td style="text-align: center;">高山市昭和町2丁目 68番地1</td> </tr> <tr> <td colspan="2">高山市立おひさま教室の項～高山市立いきいき広場の項 (略)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	高山市立あゆみ学園	高山市昭和町2丁目 68番地1	高山市立おひさま教室の項～高山市立いきいき広場の項 (略)		<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">高山市立あゆみ学園</td> <td style="text-align: center;">高山市昭和町2丁目 224番地</td> </tr> <tr> <td colspan="2">高山市立おひさま教室の項～高山市立いきいき広場の項 (略)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	高山市立あゆみ学園	高山市昭和町2丁目 224番地	高山市立おひさま教室の項～高山市立いきいき広場の項 (略)	
名称	位置												
高山市立あゆみ学園	高山市昭和町2丁目 68番地1												
高山市立おひさま教室の項～高山市立いきいき広場の項 (略)													
名称	位置												
高山市立あゆみ学園	高山市昭和町2丁目 224番地												
高山市立おひさま教室の項～高山市立いきいき広場の項 (略)													

(高山市福祉センター管理条例の一部改正)

第2条 高山市福祉センター管理条例(昭和59年高山市条例第19号)の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後												
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 福祉センターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">高山市総合福祉センター(以下「総合福祉センター」という。)</td> <td style="text-align: center;">高山市昭和町2丁目 68番地1</td> </tr> <tr> <td colspan="2">高山市山王福祉センター(以下「山王福祉センター」という。)の項～高山市国府老人いこいの家(以下「国府老人いこいの家」という。)の項 (略)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	高山市総合福祉センター(以下「総合福祉センター」という。)	高山市昭和町2丁目 68番地1	高山市山王福祉センター(以下「山王福祉センター」という。)の項～高山市国府老人いこいの家(以下「国府老人いこいの家」という。)の項 (略)		<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 福祉センターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">高山市総合福祉センター(以下「総合福祉センター」という。)</td> <td style="text-align: center;">高山市昭和町2丁目 224番地</td> </tr> <tr> <td colspan="2">高山市山王福祉センター(以下「山王福祉センター」という。)の項～高山市国府老人いこいの家(以下「国府老人いこいの家」という。)の項 (略)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	高山市総合福祉センター(以下「総合福祉センター」という。)	高山市昭和町2丁目 224番地	高山市山王福祉センター(以下「山王福祉センター」という。)の項～高山市国府老人いこいの家(以下「国府老人いこいの家」という。)の項 (略)	
名称	位置												
高山市総合福祉センター(以下「総合福祉センター」という。)	高山市昭和町2丁目 68番地1												
高山市山王福祉センター(以下「山王福祉センター」という。)の項～高山市国府老人いこいの家(以下「国府老人いこいの家」という。)の項 (略)													
名称	位置												
高山市総合福祉センター(以下「総合福祉センター」という。)	高山市昭和町2丁目 224番地												
高山市山王福祉センター(以下「山王福祉センター」という。)の項～高山市国府老人いこいの家(以下「国府老人いこいの家」という。)の項 (略)													

(高山市観光施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第3条 高山市観光施設の設置及び管理に関する条例(平成16年高山市条例第43号)の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後																
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 観光施設の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">飛騨民俗村の項 (略)</td> </tr> <tr> <td>飛騨高山観光案内所</td> <td>高山市昭和町1丁目 1番地</td> </tr> <tr> <td colspan="2">乗鞍高原飛騨高山キャンプ場の項～平湯大滝公園の項 (略)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	飛騨民俗村の項 (略)		飛騨高山観光案内所	高山市昭和町1丁目 1番地	乗鞍高原飛騨高山キャンプ場の項～平湯大滝公園の項 (略)		<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 観光施設の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">飛騨民俗村の項 (略)</td> </tr> <tr> <td>飛騨高山観光案内所</td> <td>高山市花里町5丁目 51番地</td> </tr> <tr> <td colspan="2">乗鞍高原飛騨高山キャンプ場の項～平湯大滝公園の項 (略)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	飛騨民俗村の項 (略)		飛騨高山観光案内所	高山市花里町5丁目 51番地	乗鞍高原飛騨高山キャンプ場の項～平湯大滝公園の項 (略)	
名称	位置																
飛騨民俗村の項 (略)																	
飛騨高山観光案内所	高山市昭和町1丁目 1番地																
乗鞍高原飛騨高山キャンプ場の項～平湯大滝公園の項 (略)																	
名称	位置																
飛騨民俗村の項 (略)																	
飛騨高山観光案内所	高山市花里町5丁目 51番地																
乗鞍高原飛騨高山キャンプ場の項～平湯大滝公園の項 (略)																	

(高山市駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第4条 高山市駐車場の設置及び管理に関する条例(昭和43年高山市条例第58号)の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後												
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 駐車場の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">広小路駐車場の項～不動橋駐車場の項 (略)</td> </tr> <tr> <td>高山駅西駐車場</td> <td>高山市昭和町1丁目 22番地10</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	広小路駐車場の項～不動橋駐車場の項 (略)		高山駅西駐車場	高山市昭和町1丁目 22番地10	<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 駐車場の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">広小路駐車場の項～不動橋駐車場の項 (略)</td> </tr> <tr> <td>高山駅西駐車場</td> <td>高山市昭和町1丁目 301番地</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	広小路駐車場の項～不動橋駐車場の項 (略)		高山駅西駐車場	高山市昭和町1丁目 301番地
名称	位置												
広小路駐車場の項～不動橋駐車場の項 (略)													
高山駅西駐車場	高山市昭和町1丁目 22番地10												
名称	位置												
広小路駐車場の項～不動橋駐車場の項 (略)													
高山駅西駐車場	高山市昭和町1丁目 301番地												

(高山市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第5条 高山市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例(平成28年高山市条例第29号)の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後								
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 自転車駐車場の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高山駅西自転車駐車場</td> <td>高山市昭和町1丁目 22番地16</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	高山駅西自転車駐車場	高山市昭和町1丁目 22番地16	<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 自転車駐車場の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高山駅西自転車駐車場</td> <td>高山市昭和町1丁目 303番地</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	高山駅西自転車駐車場	高山市昭和町1丁目 303番地
名称	位置								
高山駅西自転車駐車場	高山市昭和町1丁目 22番地16								
名称	位置								
高山駅西自転車駐車場	高山市昭和町1丁目 303番地								

高山駅東自転車駐 場	高山市昭和町1丁目 22番地40	高山駅東自転車駐 場	高山市花里町5丁目 51番地
---------------	---------------------	---------------	-------------------

附 則

この条例は、高山都市計画事業高山駅周辺土地区画整理事業に係る土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項の規定による換地処分公告があった日の翌日から施行する。